

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成24年8月24日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 中里委員 奥山委員 間野委員 坂本委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成24年8月24日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 教育長一般報告・その他報告事項

「武家の古都・鎌倉」世界遺産登録に向けた準備状況について ほか

3 審議案件

教委第23号議案 横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第24号議案 教職員の人事について

教委第25号議案 教職員の人事について

教委第26号議案 教職員の人事について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。まず事務局から報告を求められておりますので、報告をお願いします。

重内総務課長 本日、議事日程として予定をしておりました、教委第27号議案「教職員の人事について」は、取り下げさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

今田委員長 それでは、教育委員会第27号議案「教職員の人事について」はそのようにいたします。

次に、会議録の承認を行います。7月27日の会議録署名者は間野委員と坂本委員です。また、8月3日の会議録の署名者は中里委員と私です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長 それでは承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長

【教育長一般報告】

1 市会関係

それでは一般報告いたします。市会の関係については、この間、特段ございませんでした。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 8/3 第10回放射線対策本部会議

(2) 報告事項

- 「武家の古都・鎌倉」世界遺産登録に向けた準備状況について
- よこはま子ども国際平和スピーチコンテストについて

市教委の関係ですが、主な会議として8月3日に第10回目の放射線対策本部会議が開催されました。雨水調整池等について議論がなされました。

報告事項としましてまず一つは、「武家の古都・鎌倉」世界遺産登録に向けた準備状況について、後ほど所管課からご説明させていただきます。

また、よこはま子ども国際平和スピーチコンテストにつきましても、所管課のほうから後ほどご説明をさせていただきます。

3 その他

その他についてですが、平成24年度の本市の教育課程の研究委員会、研究協議会が開催されております。平成24年度の教育課程の研究委員会は、横浜型小中一貫教育の推進という大きなテーマのもとで研究を行っているわけですが、8月16日、17日、20日、21日と、4日間にわたって、今年度の教育課程の研究委員会及びその教科等専門部会、これが市内の教職員の参加を得て開催をされております。

毎年度行っているわけですが、横浜は特に大きなスケールで、いろいろな協議がされております。

この件につきましては終了したばかりでございますので、まとめ次第別途ご報告をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

今田委員長

教育長からの報告が終わりました。何かご質問等はございますか。

それでは、別途所管課から説明とありました、「武家の古都・鎌倉」世界遺産登録に向けた準備状況の説明をお願いいたします。

川崎生涯学習
担当部長

生涯学習担当部長の川崎でございます。「武家の古都・鎌倉」世界遺産登録に向けた準備状況についてご説明させていただきます。

中田生涯学習
文化財課長

おはようございます。担当課長の中田でございます。では、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

金沢区の称名寺、そして同じく金沢区の朝夷奈切通が「武家の古都・鎌倉」ということで、世界遺産登録を現在目指しているところでございます。

では、準備状況につきましてご説明させていただきますが、初めに世界遺産について概略的なこととお話し申し上げたいと思います。資料の裏をご覧くださいと思います。

世界遺産は、世界遺産条約に基づき登録されることとなります。1番にございますが、世界遺産条約というのは、正式には「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」となっておりまして、昭和47年に採択されました。その後、我が国は、平成4年にこの条約に批准いたしまして、それ以降、国内のいろいろな遺産が登録されているという状況になっております。

2番の記載プロセスでございますが、すぐに世界遺産として登録されるわけではございませんで、まず世界遺産になる候補というものを、暫定一覧表というところに登録しておくということが第一段階となります。その後、②といたしまして、暫定一覧表に挙げられた候補の中から、準備が整ったものをユネスコの世界遺産委員会に推薦していくこととなります。そして世界遺産委員会で登録できるかどうかということを決めていくというような手順となっていきます。

現在、世界全体では、962件、文化遺産が745件、自然遺産188件、文化的・自然的な両者をあわせ持つ複合遺産が29件ということになっております。

4番で、我が国における世界遺産の状況でございますが、文化遺産が12件、自然遺産が4件ということになっております。最近では、昨年、小笠原諸島が自然遺産に、それから岩手県の平泉が文化遺産ということで登録されております。

5番目のところで、先ほど申しました暫定一覧表、これから世界遺産を目指していく候補となるものですが、①から⑫までの12件が国内にありまして、このうち①と④が今回、世界遺産で推薦されたところでございます。それから、先日報道がありましたように、③の富岡製糸場も推薦していくことが決まったとのこと

でした。

すみません、また表面に戻っていただきたいと思います。今、横浜市で目指しておりますのが、「武家の古都・鎌倉」という名称になります。それは横浜だけではありません、もちろん鎌倉市、それから逗子市も一部入っているということになっております。

その概略なのですが、お手元に「武家の古都・鎌倉」というリーフレットがございますので、こちらをご覧くださいと思います。横向きになっている資料でございます。中心に鶴岡八幡宮がありますが、それを1枚めくっていただきたいと思います。

世界遺産に登録するためには、その資産が世界の中で認められるような価値を有するということが必要になります。鎌倉の場合は、ここに評価基準iii、評価基準ivと書いてありますが、このような基準に合致した遺跡で遺産であると証明しているということになっております。

評価基準iiiというのが左側に書いております。こちらは現存するまたは消滅した文化的伝統または文明の、唯一または少なくとも希少な物証ということが基準になっておりまして、「武家の古都・鎌倉」の場合は、武家政権それから武家文化というものをこの中でうたって、物証ということで挙げております。日本の歴史の中で武家が支配する社会の仕組みを新しく作り出したということと、これに基づいていろいろな武家文化ができたということが評価基準iiiの証明ということにしておりまして、リーフレットの下の方にも禅や騎射等といった例示が出ております。

それから、右の評価基準のivですが、これは人類の歴史上重要な時代を例証する建築物、技術の集積、あるいは景観といったものが基準になっておりまして、鎌倉の場合は自然地形、特に、三方は山に囲まれ、一方は海に開いたという、特徴的な自然地形を積極的に働きかけ、機能的に整備した、まれに見る政権所在地の類型であるということ、京都や奈良等と違った鎌倉の、そのような地形に武家政権の所在地をつくったということも挙げてございます。

1枚めくっていただきますと地図と写真が出てまいります。地図をご覧くださいと思います。今回の武家の古都・鎌倉は、大きく10の資産に分かれております。地図の中で、CP1やCP3などと書いてありますが、その一つひとつが資産の固まりということになります。CPが全部で10までございます。その中に、重要な要素ということで、それぞれのお寺や神社などが含まれておりまして、その重要な要素が全部で21あるということになります。横浜の場合ですと、右上のCP9というところになりまして、そこが称名寺でございます。それから称名寺から左下になりますが、CP6というのがございます。鎌倉市と横浜市の市境にPと書いてありますが、そこが朝夷奈切通ということになります。この2つが横浜市に入っております、今回の世界遺産の重要な要素ということになります。

その他は、ほとんど鎌倉市なのですが、一部、逗子市も含まれております。写真がございまして、今回の構成資産の多くは鶴岡八幡宮などの神社や、寿福寺から東勝寺跡までといった寺院や寺院跡でございます。

さらに下の方には、武家館跡ということで、北条氏の常盤亭跡というのが、今回、資産として挙げられております。

また、鎌倉らしさということで、先ほど三方を山に囲まれ、と申し上げましたが、切通、これが世界遺産の特徴的なものとして入っております。朝夷奈切通や名越切通などがございます。それからもう一つ、鎌倉の港ということで、和賀江嶋というのが港跡ということで、構成資産に含まれてございます。このような構

成資産を含めて全体を「武家の古都・鎌倉」と位置づけております。

このリーフレットには、いろいろな写真等がございますので、ご覧いただきたいと思います。

最後に、初めの資料に戻っていただきまして、経過とスケジュールをご説明申し上げます。平成4年のところになりますが、当初は「古都鎌倉の寺院・神社ほか」ということで、暫定一覧表、暫定リストに記載されておりました。鎌倉にある個々の寺院や神社が、それぞれの価値を示しているということでしたが、平成16年に新しいコンセプトとして「武家の古都・鎌倉」というようにいたしまして、登録に向けた活動を開始したということになります。武家というものを鎌倉と対比させながら世界遺産登録に向けて活動していこうということになっております。

横浜市も、称名寺と切通が入ってございますので、神奈川県、鎌倉市、逗子市と一緒に目指していこうということになります。ユネスコに提出します推薦書などの作成ができております。平成23年9月に暫定版ということを提出いたしましたので、今年の1月に正式なものをユネスコに提出しているところでございます。

今後についてですが、実は推薦書の書類審査等ということだけではありませんで、実際、現地に調査員の方がいらっしやって、保存状況等を確認していくということになります。先日発表がありましたが、来月9月24日から27日の間に調査員の方が来て現地を調査するということになっております。その結果などを受けまして、来年の5月頃にイコモス(国際記念物遺跡会議)という、今回調査を行う機関が登録すべきかどうかの勧告をユネスコに対して行います。そのようなものを参考にいたしまして、ユネスコの世界遺産委員会で、来年の7月頃に登録すべきかどうかという決定がなされるという段取りになっております。

2番に、24年度 of 取組内容と書いてございますが、現在準備をいろいろ進めておりまして、当面は現地調査にしっかりと対応していくということになっていくことになると思っております。

それから、金沢区あるいは関係局との連携ということで、やはり世界遺産登録、横浜市全体を挙げて取り組んでいくという中で、これから多くの方の訪問の可能性もあるということで、いろいろな課題に対する検討や対応策などを進めていくとともに、まだまだ世界遺産登録についてご存じない市民の方もいらっしやるということでございますので、広報・PR活動にも努めてまいりたいと思っております。

ぜひ来年、平成25年には、称名寺、朝夷奈切通が登録されるようにこれから力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終わりましたが、何かご質問等ございますでしょうか。

坂本委員

私は横浜を余り知らないものですから、地図を見た印象を申し上げますと、普通、観光は集積のメリットとか連続性とかということが非常に必要なのですが、これは余りにも点在してますね。いろいろ繋げようと思って努力したが基準に当てはまるものが見つからなかったのか、何かやむを得ない事情があったのかなという気もしますが、横浜市は観光地が多いから、何も世界遺産で集積のメリットを持たなくても、ほかの水準を見てもらえばいいという考えがあると思うのですが、何かその辺りについて議論があったのでしょうか。

| | |
|-------------|--|
| 中田生涯学習文化財課長 | <p>地図でご覧いただけますように、離れ小島のように、称名寺は鎌倉本体の部分と離れてしまっています。現在は真ん中にたくさんの住宅など、市街化がされてしまっておりますが、もともと鎌倉という歴史上の意味合いの中では、現在行政区として横浜市と鎌倉市が分かれてはいるものの、称名寺まで鎌倉として含めて言っていたというようなところもあるかと思えます。</p> <p>それからもう一つ、称名寺が入っているというのは、金沢文庫というものがございませう。やはり武家文化をあらわす大切な史料などがたくさん残されているということもありますので、称名寺は今回の「武家の古都・鎌倉」に欠かせないものだということが入っているところがございます。あと観光的な面で見ると、どうしても鎌倉に来た観光客の方がなかなか足を運びにくいという状況もありますので、何か鎌倉と連絡するような交通手段なども、これからぜひ考えられればいかなというふうには思っています。</p> |
| 今田委員長 | ほかによろしいですか。どうぞ。 |
| 間野委員 | 今の関連で申し上げますと、金沢文庫は、その建物そのものは確かに新しいかもしれませんが、金沢文庫がこの世界遺産の対象に入っていないのは、どうしたことなんでしょう。 |
| 中田生涯学習文化財課長 | 金沢文庫そのものは、今回その地図の中の史跡の中には入っていますが、現在の建物としての金沢文庫は、昔からの建物ではありません。ただ、所蔵しているものの中には、称名寺がもともと保管していました仏像とか絵画など、いろいろなものが入っておりますので、そういう意味では、「武家の古都・鎌倉」を理解する上で大切なものであるということが言えます。この称名寺は金沢文庫と書いてありませんが、金沢文庫を含めまして、この史跡の中、地図の中に入っているということになっております。 |
| 今田委員長 | <p>ありがとうございました。それではよろしいでしょうか。ご苦労様でした。</p> <p>次に、よこはま子ども国際平和スピーチコンテストについて説明をお願いします。</p> |
| 入内嶋指導部長 | それでは、よこはま子ども国際平和スピーチコンテストの開催にあたりまして、ご説明を申し上げます。失礼いたしました。入内嶋でございます。担当課長から説明させていただきます。 |
| 永峯担当課長 | <p>担当課長の永峯でございます。資料に沿いまして説明をさせていただきます。よこはま子ども国際平和スピーチコンテストにつきましては、よこはま子ども国際平和プログラムの一つとして行うもので、今年で17年目となります。東日本大震災を通して見えてきた世界とのつながりなど、さまざまな視点から子どもたちが国際平和に対する熱い思いを発信いたしました。このスピーチコンテストで市長賞を受賞いたしました4名を、「よこはま子どもピースメッセンジャー」として委嘱をし、また、11月にはニューヨークに派遣をし、よこはま子どもピースメッセージを国連本部に届けることとなっております。</p> <p>次に国際平和スピーチコンテストの開催の概要でございます。小学校の部は8月9日、中学校の部は8月10日、それぞれ西公会堂で行いました。出場者につきましては、各区の学校の代表、小学校につきましては事務局審査の通過者を含めまして19名、中学校は18名が参加をいたしました。当日の司会につきましては、</p> |

昨年度の市長賞の受賞者が小・中学校それぞれ行っております。なお、これに先立ち、6月の中旬から7月上旬にかけて、各区におきまして予選会が開催され、全体の児童生徒の参加数は約5万3000名となっております。

受賞者等につきましては、市長賞について小学校・中学校、記載のと通りの2名ずつ計4名、このほか小学校の部・中学校の部それぞれ教育長賞2名、審査委員長賞2名を決定し、表彰をいたしております。委嘱式については、昨日8月23日に開催し、市長から子どもピースメッセンジャー4名を委嘱いたしました。また、本選会に参加をしたすべての小・中学生37名がプログラムの子ども実行委員としてあわせて委嘱をされ、子どもピースメッセージの作成や、募金活動のリーダーなどとして活動することとなっております。

ご説明は以上です。

今田委員長 所管課から説明が終わりました。ご質問がございましたら、どうぞ。よろしいですか。

中里委員 ニューヨークに派遣ということが決まったそうですが、11月のいつ頃ですか。3年生なので少し心配していますけれど。

永峯担当課長 学校日程等も考慮いたしまして、初旬を予定しております。1週間程度となっております。

今田委員長 よろしいですか。ではご苦労様でした。

それでは次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず会議の非公開についてお諮りします。教委第24号議案、教委第25号議案、教委第26号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、教委第24号議案、教委第25号議案、教委第26号議案は非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はございますか。

重内総務課長 次回の教育委員会定例会は9月3日月曜日、午前10時から開催する予定でございます。よろしく願いいたします。

今田委員長 皆さん、よろしいでしょうか。それでは次回の教育委員会定例会は9月3日月曜日の午前10時から開催する予定です。別途通知しますので、ご確認ください。

それでは審議に入ります。教育委員会第23号議案「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」、所管課から説明をお願いします。

入内嶋指導部長 指導部長の入内嶋でございます。それでは、教委第23号議案「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」、ご説明を申し上げます。資料を1枚おめくりください。2ページになります。提案理由でございますが、横浜市立新治特別支援学校を移転し、及び同校の名称を横浜市立若葉台特別支援学校に変更することに伴い、横浜市立学校条例の一部を改正するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので提案するものでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。中段にあり

ますように、横浜市立学校条例の一部を次のように改正をするというものでございます。別表の4の表の中でございますが、横浜市立北綱島特別支援学校、横浜市港北区、並びに横浜市立新治特別支援学校、横浜市緑区を、横浜市立若葉台特別支援学校、横浜市旭区、横浜市北綱島特別支援学校を横浜市港北区に改めるというものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は教育委員会規則で定める日から施行するというところでございます。北綱島特別支援学校が載っておりますのは、区順が変わるということで、ここに載っているということでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

今田委員長

所管課から説明が終了いたしました。ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは私からよろしいですか。これは新治特別支援学校が若葉台特別支援学校になるということですが、若葉台になるにあたって高等部ができるとか、少し施設規模が大きくなるという、概要みたいところをもう少し詳しくお願いできますか。

荒木特別支援教育課長

特別支援教育課長荒木でございます。若葉台地区への移転に伴いまして、知的障害高等部を設置します。施設の3階部分を知的障害高等部が使用します。児童生徒数ですが、現在新治特別支援学校の肢体不自由の児童生徒数は62人おりますが、移転後は80人まで受け入れることができるようになります。知的障害高等部の方は各学年30名、3学年で90人となります。異なる障害部門を併設する本市で初めての特別支援学校となります。現在、中学校での個別支援学級の生徒が増えていますので、知的障害高等部の設置により、進学希望に応えていきます。

入内嶋指導部長

1・2階が肢体不自由の方、3階を知的障害の方向けということで、今ここで申し上げましたように、総勢で170人ということでございます。1月には肢体不自由の方を先に移転いたしまして、4月からは知的障害の高等部を開設していくという流れでございます。

今田委員長

よろしいですか。

間野委員

はい。昨年、スポーツ基本法が50年ぶりに改正されまして、障害者スポーツというものも文部科学省の範疇に入っています。地域に開かれた学校づくりということも含めて、また、障害者スポーツの振興も含めて、ぜひとも取組を進めていただきたいと思います。学校体育施設の有効活用ということと、地域との交流ということで、そういう新しい個別支援学級というのを目指していただければと思います。

今田委員長

それに対して何かありますか。

入内嶋指導部長

今、間野委員からお話しがございましたが、できるだけ就労を目指していくというようなことで、この若葉台地区は大変地域の方々が協力的でございまして、ここでいろいろな経験をさせてもらうとか、または地域の人が学校に来ていただいてですね、いろいろなボランティア的なものとか、一緒に活動していくという、そういうことを目指しておりますので、今のご意見を大事にしていきたいというふうに思います。

今田委員長

よろしいですか。

奥山委員

そうですね。学校の移転にあたって知的不自由のお子さんたちが移動の問題で、多分バスのルートも含めてですね、これからの調整がどのようになるのかなと思います。先ほどの1月移転ということだと、もしかしたら今もう既に入学された方の中で、学校を変更するという方が出てくる可能性もあるのでしょうか。そのあたりの丁寧な配慮という点ではどうでしょうか。

荒木特別支援
教育課長

現在通学されている方が転校ということは聞いておりませんが、この際に他の学校からこちらに転校するお子さん、そういう希望もあるかと思しますので、9月に近くの学校にお知らせし、説明会を持ちまして、そのような要望を聞こうと考えております。

奥山委員

はい。よろしく願いいたします。

今田委員長

よろしいでしょうか。それでは、ほかにご意見がなければ、教委第23号議案については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、提案のとおり承認します。
以上で公開案件の審議が終了しました。その他、委員の皆さんから何かございますか。
特にご発言等がなければ、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長

本日の審議案件は以上です。
これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前10時53分]